

事業所からの加算等の質問・回答一覧

サービス類型	質問内容	市回答内容	根拠	備考
居宅介護支援	同一建物減算について。 「同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物」とは、例えばハートピア石岡の利用者はハート24石岡(居宅介護支援事業所)において減算の対象となるか。	当該建物と当該居宅介護支援事業所は、幅員の狭い道路を挟んでいるが隣接はしていないため、減算の対象とならないものと考えます。 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」 第3章第10号(1)同一建物等の定義 (中略)具体的には、(中略)同一の敷地内敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」	
居宅介護支援	身体的拘束等の適正化について、運営規程に記載する必要があるか？	条例での規程はないため、運営規程への記載は必須ではありません。	「石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」	
居宅介護支援	退院・退所加算(居宅介護支援)について、加算時のカンファレンス開催時の条件は今まで通りと理解して良いのか。	その通り。カンファレンス要件に変更は無し。 変更があるのは、「介護療養型施設」が削除されたことのみ。	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」	
居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員について、これまでは石岡市の条例で要介護者35人となっていたため、居宅介護支援費(Ⅰ)(i)の算定基準40件未満の考えは「要介護35件(35人)、要支援8件(4人)であった。今回の改正に伴い、45未満となっているが、その内訳を教えてください。	市条例の人員基準については、「員数の基準は、利用者数((略)当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が四十四又はその端数を増すごとに一とする。」とあるため、要介護と要支援の内訳は特に規定はない。 居宅介護支援費については、(Ⅰ)(i)を例に挙げると「(指定居宅介護支援を受けた1月当たりの利用者数 + 指定介護予防支援を受けた利用者数 × 3分の1) ÷ 事業所の介護支援専門員の員数 = 取扱件数」となり、いわゆる要介護と要支援の内訳について特に規定はない。	「石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」	

サービス類型	質問内容	市回答内容	根拠	備考
地域密着型通所介護	<p>地域密着型通所介護の管理者について。兼務についての要件が緩和されるようだが、具体的な兼務状況で認められるものとそうでないものを示していただきたい。</p> <p>(例) 地域密着型通所介護の管理者と相談員を兼務し、かつ併設訪問介護事業所のNLP-としても兼務ができるか。</p>	<p>下記を参考下記を参考に判断してください。</p> <p>「地域密着型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則としてもつばら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。(略)</p> <p>①(略)</p> <p>②(中略)当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供への場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・式命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)」</p>	<p>「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」</p>	
認知症対応型共同生活介護	<p>医療連携体制加算について。R5年度内は(Ⅰ)を算定している。R6.4月からは(Ⅰ)-ハを算定予定。要件の変更がない加算だが、別紙(介護給付費算定に係る体制状況一覧表)は必要か。</p>	<p>別紙1-3「介護給付費算定に係る体制状況一覧」もご提出ください。</p>		
認知症対応型共同生活介護	<p>協力医療機関連携加算の届け出の際、根拠となる書類は何を提出すれば良いか。</p>	<p>「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と、「協力医療機関との相談・診療に関する覚書等」、「協力医療機関との情報共有や対応の確認のための会議の記録(計画)」のご提出をお願いします。</p>		
地域密着型通所介護	<p>これまで、1か月のモニタリング、3か月での評価・計画書作成で、利用者の状況を把握して自立支援を行ってきたが、今後の対応はどのようにしていくのかを具体的にお示しいただきたい。</p> <p>また、処遇改善加算項目が一つになるのは分かりやすいが、当サービスでは8%から9%にアップとなる。収入減少する中で職員報酬を上げなければならないと、矛盾が生じる点について、ご説明をいただきたい。</p> <p>国の方針説明でなく、石岡市として方針・対応策をお答えください。</p> <p>尚、サービスコードはいつ分かるのかも合わせて、お答えください。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定につきましては、国基準と同等の内容で実施いたします。</p> <p>通所型サービスの取扱いにつきましては、介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防通所型サービス計画を作成し、「石岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱」第55条第11号に基づきモニタリング等を行ってください。</p> <p>また、介護職員処遇改善加算につきましては、職員の賃金改善に充ててください。</p> <p>サービスコード表は、4月中旬以降にホームページへ掲載します。</p>	<p>「石岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱」第55条第11号</p>	
居宅介護支援	<p>入退院時情報連携加算について。3月31日入院、4月2日に情報提供した場合は、どちらの月の給付で加算を算定すればよいか。</p>	<p>4月分で算定してください。</p>	<p>根拠となる通知等は見つからず。4月に実施した行為に対する評価なので、4月に算定するのが妥当であると考えた。</p>	

サービス類型	質問内容	市回答内容	根拠	備考
小規模多機能型居宅介護	認知症加算Ⅲ・Ⅳを算定予定だが、「体制等状況一覧」に選択項目がない。この場合、別紙44も不要か？	体制等状況一覧の☑と別紙44は不要。事業所単位で算定する加算であるようだ。	国のHPIにも台帳ライトにも項目ないため←と結論づけた。	
福祉用具	貸与品の上限額の変更により、貸与の月額単価が変更になった。利用者・ケアマネに交付している「サービス計画書」にも単価の記載があるため、再作成・再交付が必要か？ちなみに、県は「サービス内容の変更がないなら必要ない」とのコメント。	必要ない。ただし、利用者には、貸与の契約書等で説明と同意をいただくことが必要と考えます。		
地域密着型通所介護	デイの看護師が退職した。特養の看護師がデイと兼務する形でサービス提供を考えている。R2に同じ状況になったときは介護保険室から問題ない旨コメントをもらっていた。今回はどうか。	特養の看護師がデイと兼務でサービス提供することで差し支えない。ただし、デイ利用者の健康状態の把握や、必要な時にすぐに駆け付けられる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保すること。	「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」	
総合事業	総合事業の加算届と体制等状況一覧の様式はHPに載っていますか。	総合事業のページではなく、「介護保険」のページに載っています。 R6.4.4総合事業のページにも掲載しました。		
居宅介護支援	居宅の変更届はHPのどこに載っていますか。	「介護保険」→「居宅介護支援事業所・施設の情報」のところにあります。「申請書」のページにはまだ載っていません。 R6.4.6掲載しました。		
小規模多機能型居宅介護	看護師配置加算が取れるようになった。提出書類は？	①指定変更届(第二号四) ②付表(第二号六) ③加算届(別紙2) ④体制等状況一覧(別紙1-3) ⑤勤務体制一覧 ⑥看護師の資格証 ⑦雇用関係のわかるもの		
小規模多機能型居宅介護	体制等状況一覧表の記入について。県への届出(特定施設ゼーレ)では、「変更がない加算については☑不要」と言われたが石岡市は。	加算変更入力時、すでにシステムに入力されている加算との間違いがないかどうか確認したいので、お手数ですが変更がなくても☑を入れてください。		